



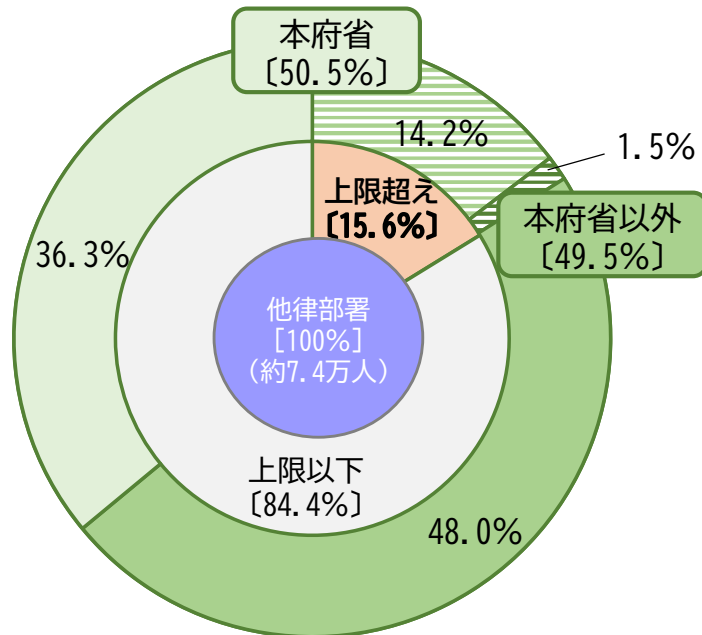
上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合等について（令和3年度）

令和5年3月 人事院事務総局職員福祉局

1. 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（他律部署）

○ 令和3年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。

(1) 他律部署（他律業務の比重が高い部署）



・ 他律部署（約7.4万人）のうち、4つの基準のいずれかに該当した職員の割合：15.6%（約1.2万人） ※令和2年度よりも2.0ポイント増加

【参考】

- ・ 本府省の他律部署（約3.8万人）のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 28.1%（約1.1万人）
- ・ 本府省以外の他律部署全体（約3.7万人）のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 2.9%（約0.1万人）

〔基準別で見た場合〕

・ 本府省の他律部署では、**14.1%**が月100時間以上、**19.9%**が2～6月平均80時間超の超過勤務を命ぜられていた。

基準（上限）	全体 〔約7.4万人=100%〕	本府省 〔約3.8万人=100%〕	本府省以外 〔約3.7万人=100%〕
1月100時間未満	7.7% (7.2%)	14.1% (13.8%)	1.1% (0.7%)
年720時間以下	6.8% (5.6%)	12.7% (11.0%)	0.8% (0.3%)
2～6月平均80時間以下	10.7% (9.5%)	19.9% (18.1%)	1.2% (1.0%)
月45時間超は年6回まで	11.9% (9.6%)	21.5% (18.0%)	2.1% (1.2%)

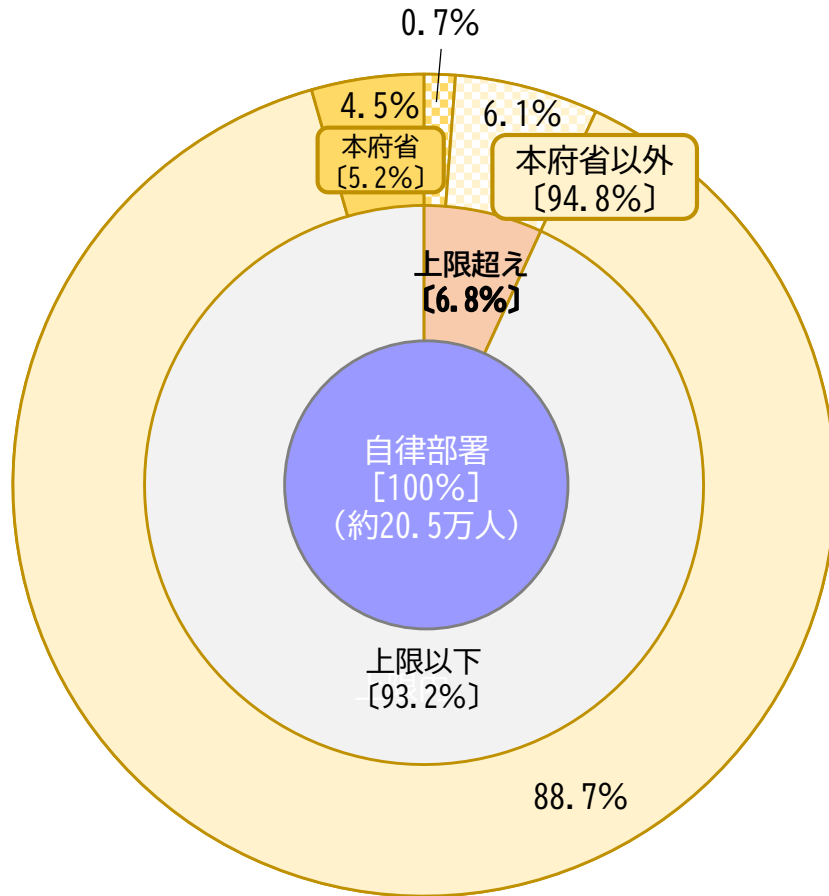
- ※1 ()内の%は令和2年度の割合
- ※2 []内の人数は年度末定員の総数（概数）。%は全体、本府省、本府省以外の総数をそれぞれ100%とした場合
- ※3 基準別で見た場合の合計は、同一の職員が複数の基準を超えている場合もあるため、上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合とは一致しない。

〔上記1～3は(2)の自律部署の表についても同様〕

1. 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（自律部署）

○ 令和3年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合は次のとおり。

(2) 自律部署（他律部署以外の部署）



・ 自律部署(約20.5万人)のうち、2つの基準のいずれかに該当した職員の割合:6.8% (約1.4万人) ※令和2年度よりも0.2ポイント減少

【参考】

- ・ 本府省の自律部署(約1.0万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 13.1% (約0.1万人)
- ・ 本府省以外の自律部署全体(約19.4万人)のうち、いずれかの基準に該当した職員の割合 → 6.4% (約1.3万人)

〔基準別で見た場合〕

基準（上限）	全体 〔約20.5万人=100%〕	本府省 〔約1.0万人=100%〕	本府省以外 〔約19.4万人=100%〕
1月45時間以下	6.1% (6.3%)	12.3% (13.5%)	5.8% (5.9%)
年360時間以下	4.1% (3.9%)	7.9% (8.3%)	3.9% (3.6%)

2. 令和3年度における上限超えの主な要因別の職員割合

○ 上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した主な特例業務としては、以下のものがあつた。

(主なポイント)

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策関連業務により上限を超えた職員割合は、他律部署と自律部署のいずれも、前回（令和2年度）を下回っている。
- ・ 他律部署においては、「重要な政策に関する法律の立案」、「他国又は国際機関との重要な交渉」、「予算・会計関係業務」等により上限を超えた職員割合が、前回は上回っている。
- ・ 他律部署における「国会対応業務」により上限を超えた職員割合は、前回は下回ったものの、依然として最も大きい。

他律部署		特例業務の内容	割合
他 律 部 署	①	大規模災害への対処	2.4% (6.7%)
	②	重要な政策に関する法律の立案	10.5% (9.6%)
	③	他国又は国際機関との重要な交渉	9.4% (8.8%)
	④	新型コロナウイルス感染症対策関連業務	11.2% (18.8%)
	⑤	予算・会計関係業務	12.6% (11.5%)
	⑥	人事・給与関係業務	6.6% (6.3%)
	⑦	国会対応業務	18.7% (20.2%)
自律部署		特例業務の内容	割合
自 律 部 署	①	大規模災害への対処	13.6% (19.8%)
	②	重要な政策に関する法律の立案	0.9% (0.6%)
	③	他国又は国際機関との重要な交渉	0.3% (0.6%)
	④	新型コロナウイルス感染症対策関連業務	7.3% (12.3%)
	⑤	予算・会計関係業務	15.8% (17.1%)
	⑥	人事・給与関係業務	10.4% (10.4%)
	⑦	国会対応業務	1.1% (0.9%)

※1 ①～③は人事院規則に例示する特例業務。④～⑦は「その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるもの」のうち共通的な業務を取り上げたもの

※2 他律部署の割合については、他律部署の4つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。同様に、自律部署の割合については、自律部署の2つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。

※3 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

※4 ()内の%は令和2年度の割合

超過勤務の上限等に関する措置（現行制度）の概要

超過勤務命令の上限

- 各省各庁の長は、原則として1箇月について45時間かつ1年について360時間の範囲内（他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、1箇月について100時間未満、1年について720時間等の範囲内）で、必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。
- 特例業務（大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務）に従事する職員又は従事していた職員に、上限を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合には、超過勤務命令の上限は適用しない。

特例業務に従事する場合

※「特例業務」とは、大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認める業務をいう。

- ◆ 月45時間以下
- ◆ 年360時間以下

超過勤務

(注) 2箇月、3箇月、4箇月、5箇月、6箇月のいずれの期間においても、平均が80時間以下であることをいう。

- ◆ 月100時間未満
- ◆ 年720時間以下
- ◆ 2～6箇月平均80時間以下(注)
- ◆ 月45時間超は年6箇月まで

正規の勤務時間

原則
〔自律部署〕

他律的な業務の比重の高い部署
〔他律部署〕

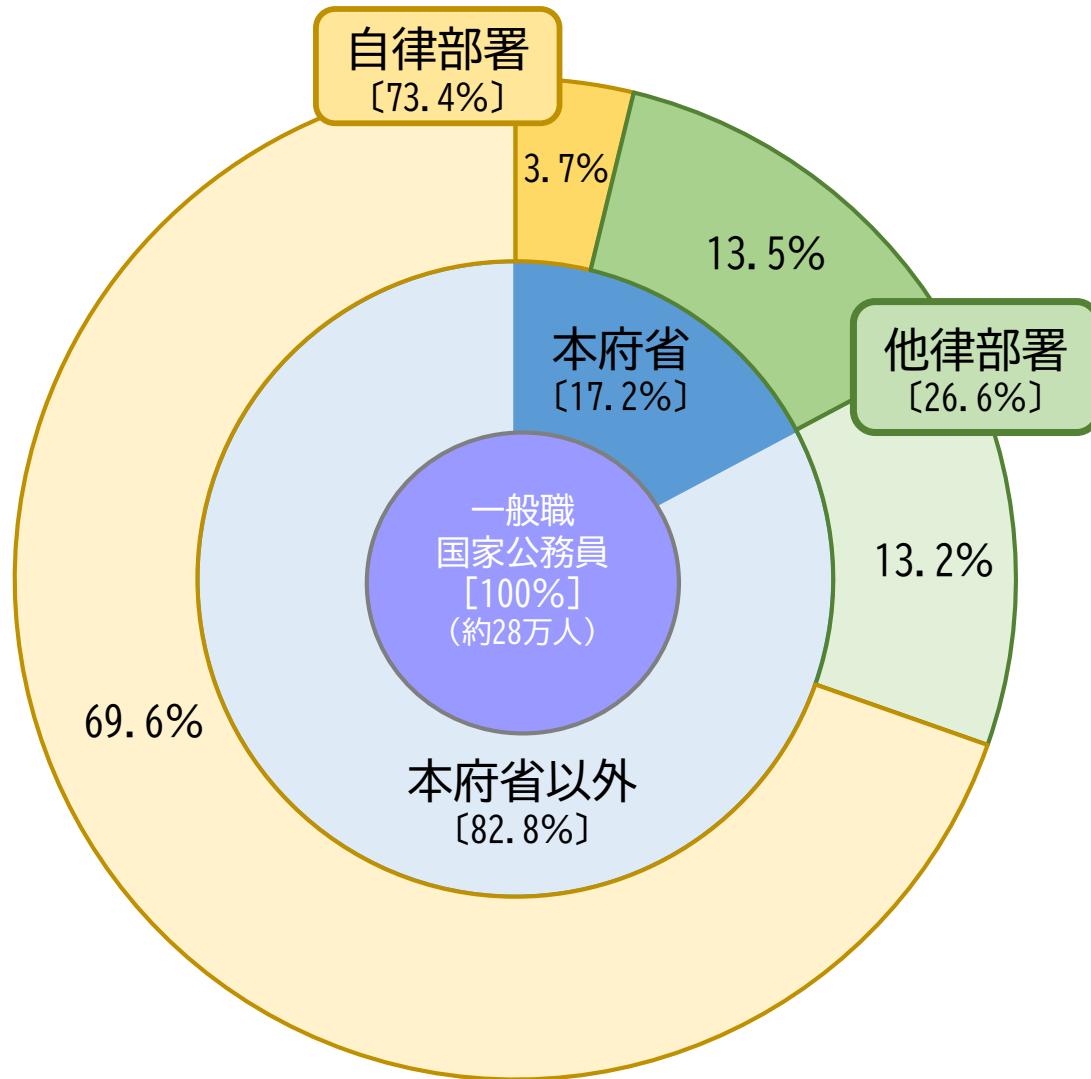
【他律的業務の比重が高い部署】

- ・ 「他律的業務」とは、業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。
- ・ 国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得る。

要因の整理分析等

- 特例業務により、上限を超えて超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、適切に情報を収集して、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要。

一般職国家公務員の人員構成



※ 令和3年度末予算定員を基に算出

他律部署 [26.6%] (約7.4万人) 《25.9%》

- ・ 本府省 [13.5%] (約3.8万人)
- ・ 本府省以外 [13.2%] (約3.7万人)

※1 他律部署とは、他律的業務の比重が高い部署のこと
 ※2 《 》内の%は令和2年度の割合

自律部署 [73.4%] (約20.5万人) 《74.1%》

- ・ 本府省 [3.7%] (約1.0万人)
- ・ 本府省以外 [69.6%] (約19.4万人)

※ 《 》内の%は令和2年度の割合

本府省 [17.2%] (約4.8万人)

- ・ 他律部署 [13.5%] (約3.8万人)
- ・ 自律部署 [3.7%] (約1.0万人)

※ 本府省全体(約4.8万人)を100%として、
 本府省の他律部署の割合を算出すると78.4%

本府省以外 [82.8%] (約23.1万人)

- ・ 他律部署 [13.2%] (約3.7万人)
- ・ 自律部署 [69.6%] (約19.4万人)

※ 本府省以外全体(約23.1万人)を100%として、
 本府省以外の他律部署の割合を算出すると15.9%

令和3年度 他律的業務の比重が高い部署の指定状況及び上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合

府省名	他律的業務の比重が高い部署の割合			上限を1回でも超えた職員の割合（対定員）								
				他律部署			自律部署			他律部署+自律部署		
	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外	合計	本府省	本府省以外
全体	26.6%	78.4%	15.9%	15.6%	28.1%	2.9%	6.8%	13.1%	6.4%	9.1%	24.7%	5.9%
会計検査院	91.0%	91.0%	—	8.0%	8.0%	—	5.3%	5.3%	—	7.8%	7.8%	—
人事院	42.5%	58.5%	6.3%	0.8%	0.8%	0.0%	1.1%	2.3%	0.0%	1.0%	1.4%	0.0%
内閣官房	90.5%	90.5%	—	28.6%	28.6%	—	11.1%	11.1%	—	26.9%	26.9%	—
内閣法制局	77.9%	77.9%	—	55.0%	55.0%	—	23.5%	23.5%	—	48.1%	48.1%	—
内閣府	54.9%	79.9%	10.6%	30.6%	32.5%	5.4%	13.7%	17.7%	12.0%	22.9%	29.5%	11.3%
宮内庁	41.6%	60.9%	0.0%	14.0%	14.0%	—	10.2%	21.1%	0.9%	11.8%	16.8%	0.9%
公正取引委員会	75.1%	95.8%	0.0%	7.9%	7.9%	—	8.3%	14.8%	7.3%	8.0%	8.1%	7.3%
警察庁	75.7%	88.1%	69.9%	5.3%	13.9%	0.3%	2.5%	3.6%	2.3%	4.6%	12.7%	0.9%
個人情報保護委員会	83.1%	83.1%	—	20.3%	20.3%	—	36.0%	36.0%	—	23.0%	23.0%	—
金融庁	98.8%	98.8%	—	27.2%	27.2%	—	15.8%	15.8%	—	27.0%	27.0%	—
消費者庁	62.7%	62.7%	—	29.5%	29.5%	—	11.3%	11.3%	—	22.8%	22.8%	—
デジタル庁	100.0%	100.0%	—	27.5%	27.5%	—	—	—	—	27.5%	27.5%	—
カジノ管理委員会	69.9%	69.9%	—	7.8%	7.8%	—	2.3%	2.3%	—	6.2%	6.2%	—
復興庁	74.5%	100.0%	18.5%	30.3%	32.9%	0.0%	20.8%	—	20.8%	27.9%	32.9%	16.9%
総務省	34.4%	66.2%	0.0%	38.2%	38.2%	—	4.1%	12.0%	1.1%	15.8%	29.3%	1.1%
公害等調整委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	8.3%	8.3%	—	8.3%	8.3%	—
消防庁	70.7%	89.8%	0.0%	30.1%	30.1%	—	7.8%	28.6%	0.0%	23.6%	29.9%	0.0%
法務省	48.0%	90.0%	47.2%	3.3%	23.7%	2.7%	3.7%	41.3%	3.6%	3.5%	25.5%	3.1%
出入国在留管理庁	33.8%	100.0%	31.0%	21.5%	55.4%	16.7%	4.5%	—	4.5%	10.3%	55.4%	8.3%
公安審査委員会	0.0%	0.0%	—	—	—	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—
公安調査庁	5.0%	22.6%	0.0%	11.8%	11.8%	—	2.5%	9.6%	1.0%	3.0%	10.1%	1.0%
外務省	97.6%	97.6%	—	25.6%	25.6%	—	0.0%	0.0%	—	25.0%	25.0%	—
財務省	15.9%	100.0%	4.3%	35.5%	44.3%	8.9%	5.3%	0.0%	5.3%	10.0%	43.3%	5.4%
国税庁	4.4%	95.4%	2.7%	13.0%	29.0%	4.1%	2.7%	4.8%	2.7%	3.2%	23.3%	2.8%
文部科学省	91.9%	98.3%	39.4%	24.2%	24.9%	9.5%	4.3%	14.8%	1.8%	22.6%	24.7%	4.8%
スポーツ庁	100.0%	100.0%	—	38.1%	38.1%	—	—	—	—	38.1%	38.1%	—
文化庁	97.7%	100.0%	0.0%	17.7%	17.7%	—	0.0%	—	0.0%	17.3%	17.7%	0.0%
厚生労働省	26.1%	96.0%	16.3%	19.3%	42.3%	0.5%	3.9%	28.8%	3.7%	7.9%	41.7%	3.2%
中央労働委員会	10.1%	10.5%	0.0%	10.0%	10.0%	—	1.1%	1.2%	0.0%	2.0%	2.1%	0.0%
農林水産省	25.5%	53.9%	15.0%	13.8%	23.6%	0.8%	3.6%	16.4%	1.1%	6.1%	19.9%	1.0%
林野庁	3.7%	30.1%	0.0%	20.0%	20.0%	—	3.0%	23.6%	0.9%	3.5%	22.0%	0.9%
水産庁	21.9%	26.7%	0.0%	31.9%	31.9%	—	22.1%	27.6%	4.0%	24.3%	28.7%	4.0%
経済産業省	44.0%	79.0%	0.0%	38.2%	38.2%	—	14.5%	20.9%	12.8%	24.9%	34.5%	12.8%
資源エネルギー庁	97.1%	97.1%	—	63.3%	63.3%	—	15.4%	15.4%	—	61.9%	61.9%	—
特許庁	13.3%	13.3%	—	19.1%	19.1%	—	0.9%	0.9%	—	3.3%	3.3%	—
中小企業庁	93.8%	93.8%	—	64.5%	64.5%	—	100.0%	100.0%	—	66.7%	66.7%	—
国土交通省	10.3%	88.2%	0.2%	27.2%	27.5%	3.8%	18.3%	34.8%	18.0%	19.2%	28.3%	18.0%
観光庁	100.0%	100.0%	—	42.8%	42.8%	—	—	—	—	42.8%	42.8%	—
気象庁	26.0%	85.0%	0.0%	6.9%	6.9%	—	4.5%	15.3%	3.8%	5.1%	8.2%	3.8%
運輸安全委員会	68.7%	100.0%	0.0%	0.8%	0.8%	—	1.8%	—	1.8%	1.1%	0.8%	1.8%
海上保安庁	7.3%	81.9%	0.0%	14.4%	14.4%	—	9.7%	0.4%	9.9%	10.1%	11.8%	9.9%
環境省	67.7%	95.3%	45.9%	25.4%	38.8%	3.5%	18.9%	52.3%	16.6%	23.3%	39.4%	10.6%
原子力規制委員会	59.8%	62.3%	2.2%	12.7%	12.6%	100.0%	9.4%	8.9%	13.3%	11.1%	11.0%	13.0%
防衛省	100.0%	100.0%	—	19.0%	19.0%	—	—	—	—	19.0%	19.0%	—

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。また、令和3年度における職員の割合は、対令和3年度末予算定員のため、100%を超えることがある。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況（これらの府省における職員の割合は、対令和4年度末予算定員）

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況

令和3年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【他律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④新型コロナウイルス感染症対策関連業務	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	2.4%	10.5%	9.4%	11.2%	12.6%	6.6%	18.7%
会計検査院	-	-	-	7.7%	18.7%	7.7%	5.5%
人事院	-	-	-	-	-	-	-
内閣官房	4.1%	1.1%	0.7%	17.4%	3.7%	11.1%	13.0%
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	6.1%
内閣府	16.3%	18.2%	1.2%	12.3%	12.8%	4.2%	26.8%
宮内庁	-	-	5.1%	16.9%	11.9%	20.3%	-
公正取引委員会	-	1.9%	-	5.6%	20.4%	18.5%	16.7%
警察庁	3.4%	24.9%	1.2%	14.8%	4.3%	2.5%	21.8%
個人情報保護委員会	-	40.0%	24.0%	-	-	-	4.0%
金融庁	-	13.8%	15.2%	7.4%	3.2%	8.3%	18.2%
消費者庁	-	27.1%	-	7.1%	30.0%	20.0%	54.3%
デジタル庁	-	0.9%	2.8%	-	17.6%	8.3%	21.3%
カジノ管理委員会	-	-	-	-	25.0%	37.5%	-
復興庁	-	25.5%	-	-	23.4%	8.5%	40.4%
総務省	1.9%	16.9%	1.8%	5.6%	11.3%	8.7%	31.0%
公害等調整委員会	-	-	-	-	-	-	-
消防庁	29.7%	-	-	18.9%	13.5%	-	2.7%
法務省	-	11.0%	2.7%	8.9%	5.3%	1.2%	7.4%
出入国在留管理庁	-	19.4%	-	13.7%	1.4%	2.5%	-
公安審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁	-	-	-	-	10.0%	60.0%	30.0%
外務省	-	-	63.1%	28.4%	2.2%	2.4%	-
財務省	0.1%	1.2%	8.6%	2.1%	3.1%	9.0%	5.7%
国税庁	-	-	-	5.4%	4.4%	9.1%	1.3%
文部科学省	1.3%	10.4%	3.9%	14.5%	19.7%	5.2%	27.3%
スポーツ庁	-	-	-	24.4%	13.3%	4.4%	4.4%
文化庁	-	19.2%	7.7%	5.8%	21.2%	5.8%	21.2%
厚生労働省	0.2%	8.5%	1.7%	23.2%	23.1%	9.0%	30.4%
中央労働委員会	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	3.2%	8.7%	5.1%	10.1%	16.8%	14.4%	19.3%
林野庁	14.3%	2.9%	-	-	65.7%	2.9%	17.1%
水産庁	1.5%	10.3%	14.7%	8.8%	22.1%	11.8%	27.9%
経済産業省 <small>(商社エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含む。)</small>	1.1%	15.7%	21.0%	6.8%	1.2%	2.7%	39.5%
国土交通省	6.1%	17.0%	4.2%	3.8%	28.0%	5.5%	10.9%
観光庁	-	-	-	31.6%	28.4%	5.3%	17.9%
気象庁	26.7%	-	-	-	27.8%	15.6%	4.4%
運輸安全委員会	-	-	-	100.0%	-	-	-
海上保安庁	8.6%	2.0%	5.3%	5.3%	17.9%	9.3%	18.5%
環境省	0.8%	13.4%	11.5%	-	23.2%	4.4%	15.6%
原子力規制委員会	16.9%	1.2%	4.8%	15.7%	19.3%	13.3%	8.4%
防衛省	-	-	-	50.0%	50.0%	-	-

※1 集計対象は、一般職国家公務員である。

※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。

※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況

※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。

※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況

※6 他律部署の割合については、他律部署の4つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。

※7 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省国有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

令和3年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）

【自律部署】

府省名	①大規模災害への対処	②重要な政策に関する法律の立案	③他国又は国際機関との重要な交渉	④新型コロナウイルス感染症対策関連業務	⑤予算・会計関係業務	⑥人事・給与関係業務	⑦国会対応業務
全体	13.6%	0.9%	0.3%	7.3%	15.8%	10.4%	1.1%
会計検査院	-	-	-	-	-	-	-
人事院	-	-	-	-	-	-	-
内閣官房	-	18.2%	-	18.2%	-	-	36.4%
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	25.0%
内閣府	0.7%	0.7%	-	4.7%	36.9%	7.4%	4.0%
宮内庁	-	-	8.3%	18.3%	20.0%	3.3%	-
公正取引委員会	-	-	-	5.6%	16.7%	44.4%	-
警察庁	6.3%	-	-	33.3%	18.8%	12.5%	-
個人情報保護委員会	-	-	-	-	11.1%	77.8%	-
金融庁	-	-	-	-	-	-	-
消費者庁	-	-	-	-	6.3%	6.3%	25.0%
デジタル庁	-	-	-	-	-	-	-
カジノ管理委員会	-	-	-	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	18.2%	9.1%	-
総務省	-	0.8%	0.8%	4.8%	5.6%	7.9%	22.2%
公害等調整委員会	-	-	-	33.3%	33.3%	-	-
消防庁	75.0%	-	-	-	-	-	-
法務省	1.8%	0.4%	-	20.8%	26.2%	25.2%	1.5%
出入国在留管理庁	-	-	-	17.2%	12.8%	18.9%	-
公安審査委員会	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁	-	-	-	-	-	34.1%	-
外務省	-	-	-	-	-	-	-
財務省	0.1%	-	-	5.0%	18.8%	25.7%	-
国税庁	-	-	-	7.1%	1.9%	25.4%	-
文部科学省	-	-	-	-	-	-	-
スポーツ庁	-	-	-	-	-	-	-
文化庁	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	-	0.1%	-	38.1%	2.5%	3.3%	0.9%
中央労働委員会	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	1.3%	11.5%	3.6%	9.0%	15.1%	6.4%	5.4%
林野庁	10.4%	3.0%	1.5%	-	31.1%	11.9%	-
水産庁	0.6%	3.6%	2.4%	0.6%	40.5%	5.4%	11.3%
経済産業省 <small>（産業競争力強化庁、規制庁及び中小企業庁を含む。）</small>	3.2%	4.7%	1.2%	0.7%	-	-	4.7%
国土交通省	27.8%	0.6%	0.2%	1.7%	19.2%	4.5%	0.4%
観光庁	-	-	-	-	-	-	-
気象庁	25.5%	-	-	-	16.4%	7.9%	-
運輸安全委員会	-	-	-	-	-	100.0%	-
海上保安庁	1.2%	-	-	7.9%	15.7%	12.8%	-
環境省	-	-	-	-	17.7%	8.5%	-
原子力規制委員会	-	-	2.4%	-	2.4%	-	2.4%
防衛省	-	-	-	-	-	-	-

- ※1 集計対象は、一般職国家公務員である。
- ※2 併任の場合は本務で集計している。ただし、専ら併任（併任の期間中、主として併任先の官職の業務に従事する場合を指した通称）の場合は原則併任先で集計している。
- ※3 公正取引委員会、財務省及び国税庁は令和3年7月から令和4年6月までの状況
- ※4 外務省の在外公館に勤務する職員は除いている。
- ※5 デジタル庁は発足日（令和3年9月）以降の状況
- ※6 自律部署の割合については、自律部署の2つの基準のうち、いずれかの基準に該当した職員の人数を100%として算出したものである。
- ※7 同一の職員が複数の特例業務に従事している場合もあり、また、上記の特例業務のほか、各府省固有業務等が特例業務とされているため、上記数値を足しても100%にならない。

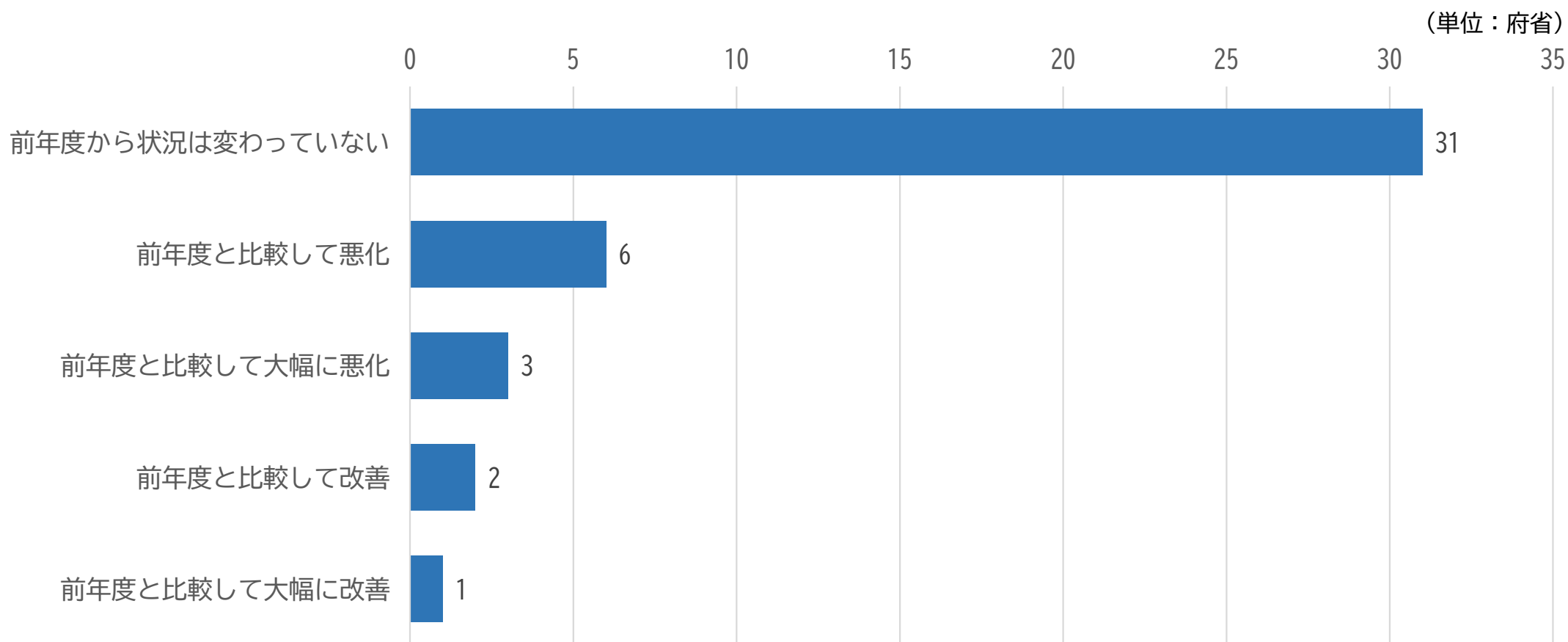
国会対応業務に係る各府省の実態について
(全府省^(44府省等)に対するアンケート^(令和4年11月～令和5年1月実施)の結果)

令和5年3月

人 事 院

1. 国会対応業務に関する超過勤務の状況

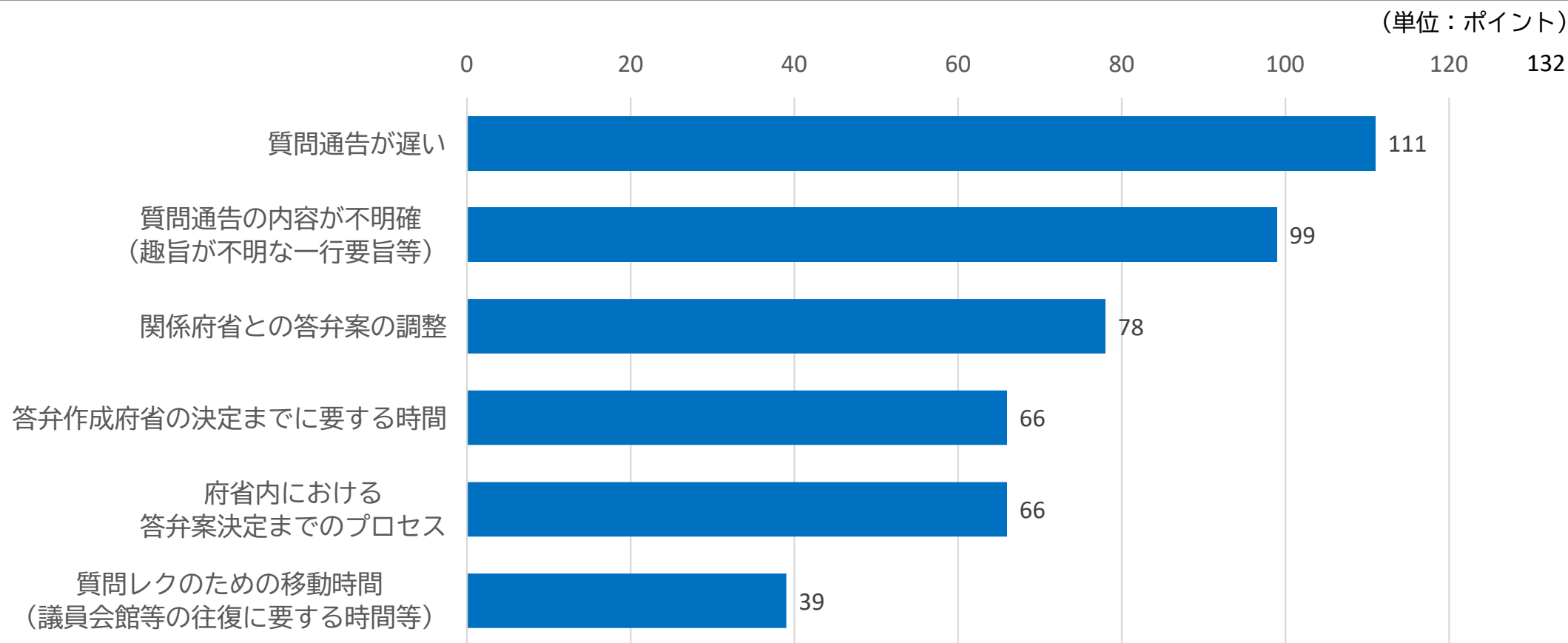
- 国会対応業務に関する超過勤務の状況(令和3年度)について、「前年度(令和2年度)から状況は変わっていない」が多い。
- 「前年度と比較して大幅に改善」又は「前年度と比較して改善」は少ない。



※ 全府省はデジタル庁(令和3年9月発足)を除く43府省等

2. 国会対応業務に関する超過勤務の要因（①質問通告）

■ 「質問通告」に関する超過勤務の具体的要因としては、「質問通告が遅い」、「質問通告の内容が不明確（趣旨が不明な一行要旨等）」及び「関係府省との答弁案の調整」を挙げるものが多い。



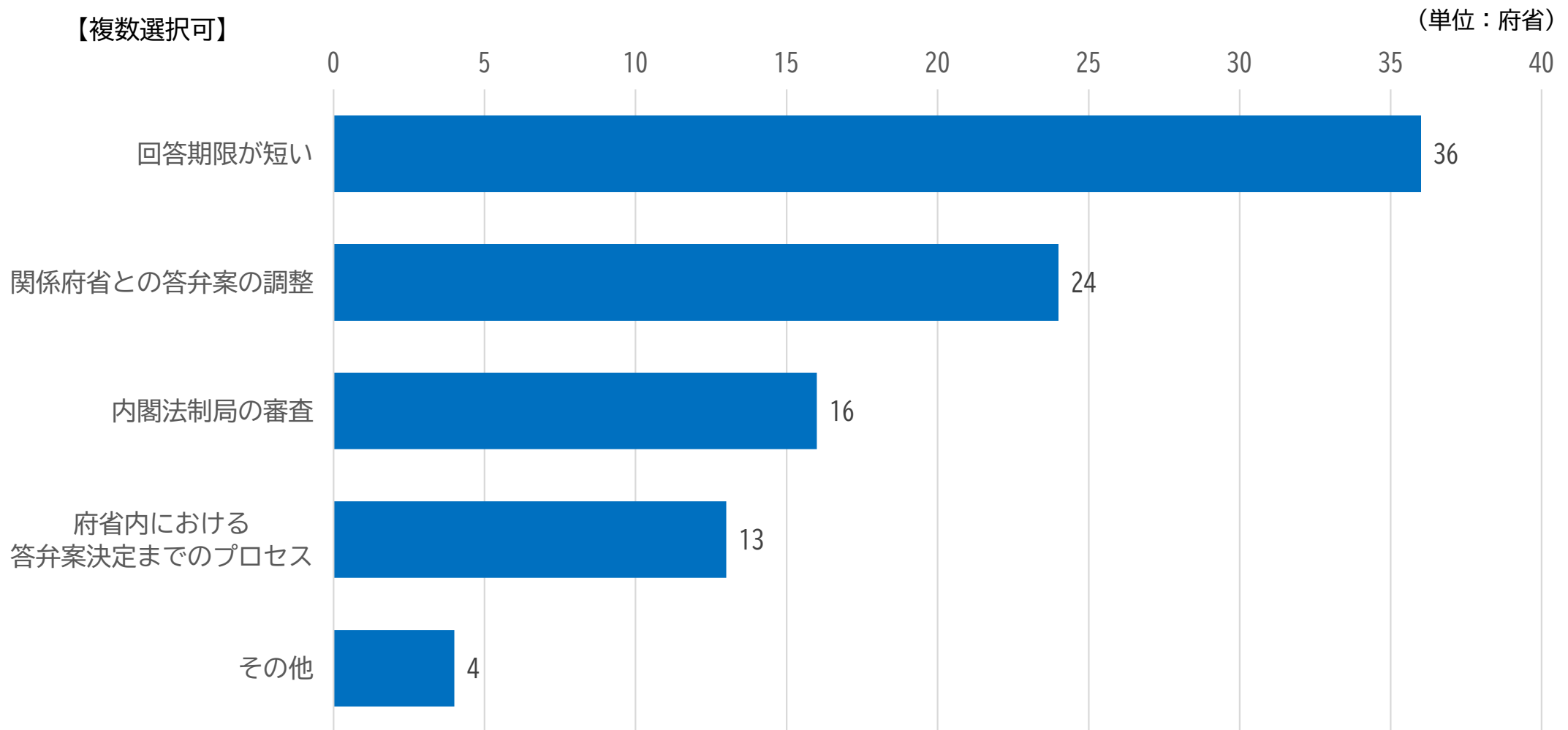
※1 各府省の回答について、「超過勤務の大きな要因となっている」を3ポイント、「超過勤務の要因となっている」を2ポイント、「超過勤務の要因となることもある」を1ポイント、「超過勤務の要因となっていない」を0ポイントと数値化した上で集計。ポイントの最大値は132（=44府省等×3ポイント）

※2 5府省は「その他」と回答

主なもの（概要）：「他省庁作成答弁の合議を受けた場合の答弁待ち」、「質疑時間に対する質問通告数が多い」、「質問レクの拘束時間が長い」、「追加の質問通告の時間が遅い」

2. 国会対応業務に関する超過勤務の要因（②質問主意書）

■ 「質問主意書」に関する超過勤務の具体的要因としては、「回答期限が短い」と「関係府省との答弁案の調整」を挙げるものが多い。



※1 全府省は44府省等

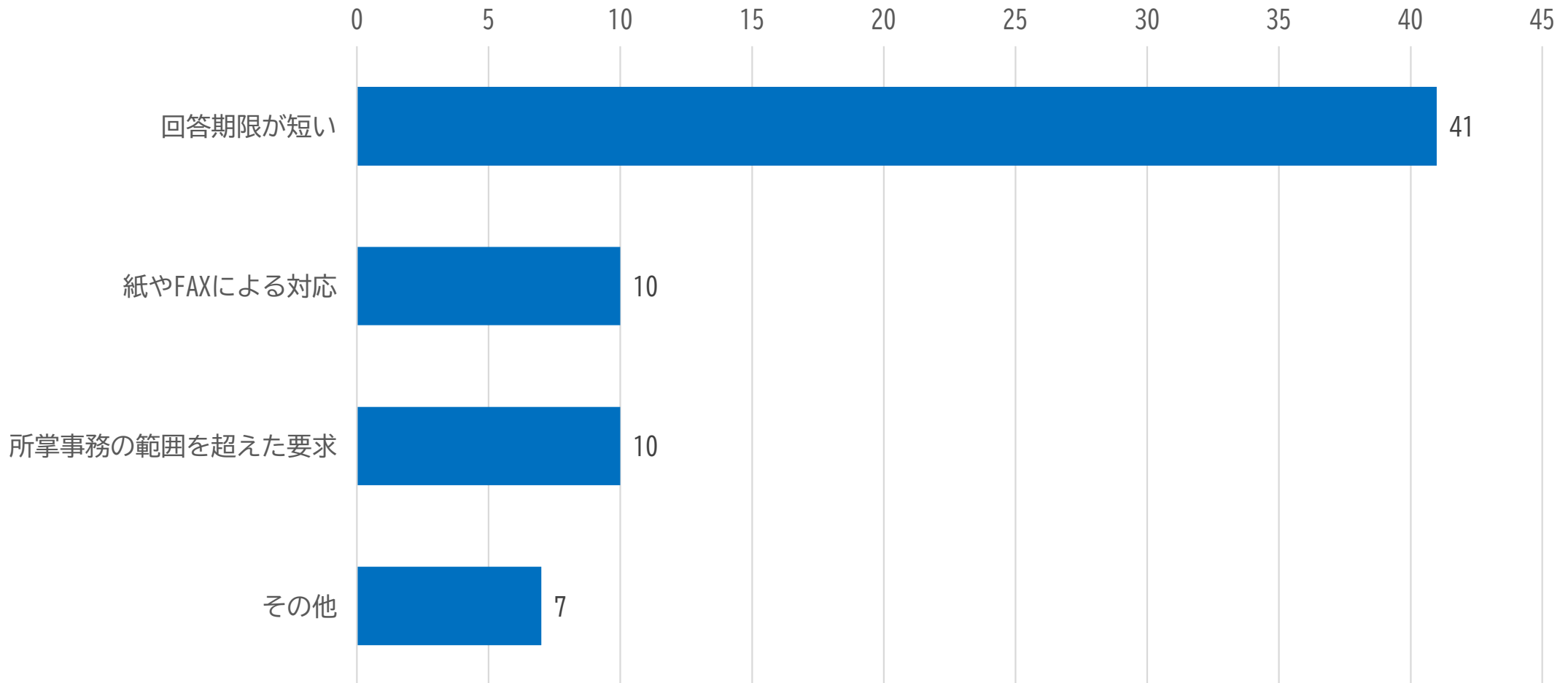
※2 「その他」の主なもの（概要）：「質問主意書の割り振りに関する省庁間協議で時間を要すること」

2. 国会対応業務に関する超過勤務の要因（③資料要求）

■ 「資料要求」に関する超過勤務の具体的要因としては、「回答期限が短い」を挙げるものが多い。

【複数選択可】

(単位：府省)

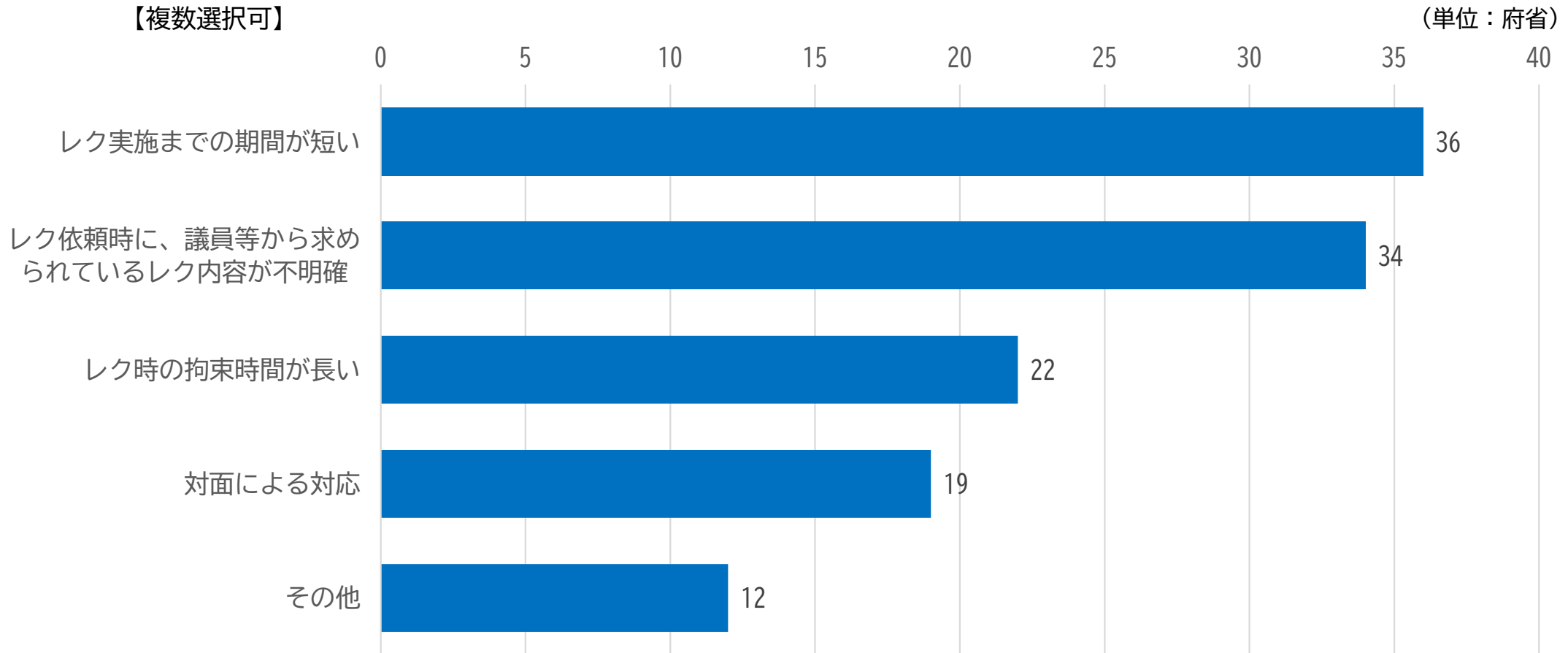


※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの（概要）：「要求内容が漠然としており、内容が不明確」、「要求資料が多い」、「似たような資料要求が多い」、「複数の事務所から同じような依頼がくる」

2. 国会対応業務に関する超過勤務の要因（④レク要求）

■ 「レク要求〔複数議員によるヒアリング含む〕」に関する超過勤務の具体的要因については、「レク実施までの期間が短い」と「レク依頼時に、議員等から求められているレク内容が不明確」を挙げるものが多い。

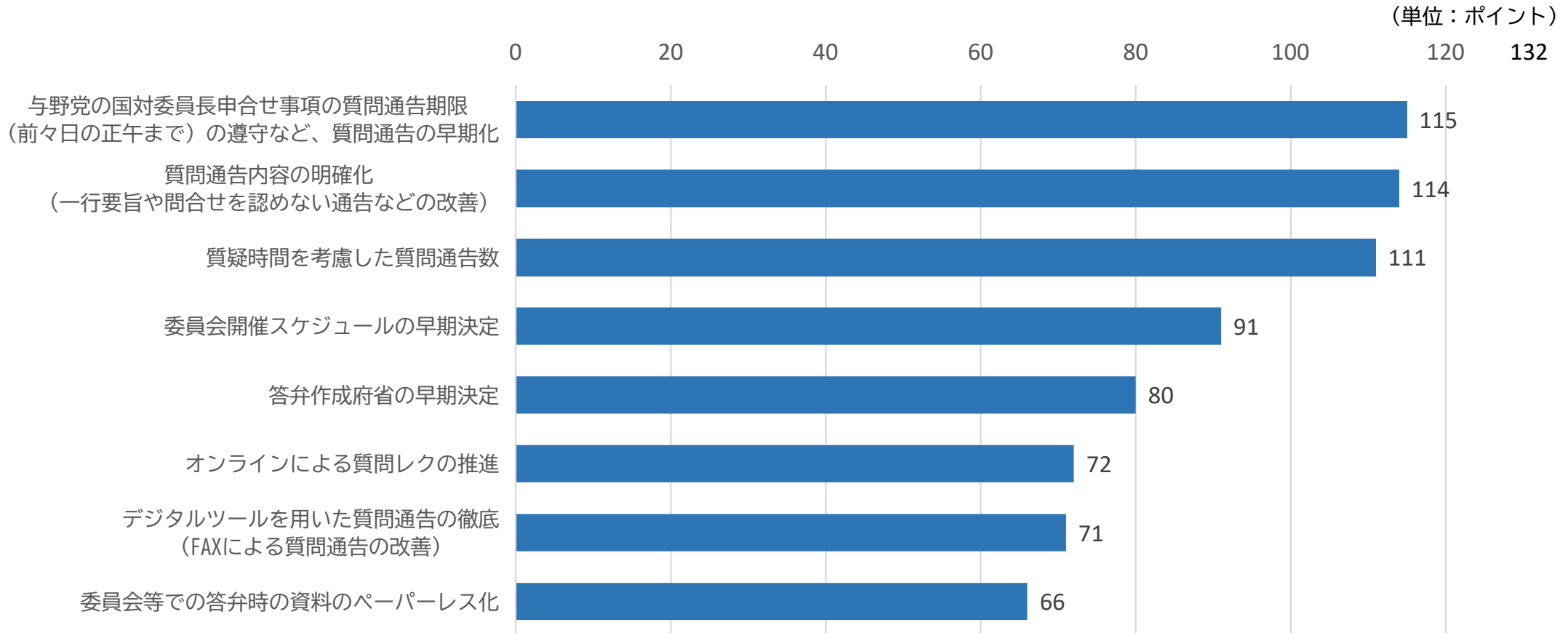


※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの（概要）：「レク要求の時間が遅い」、「ヒアリング時の説明内容について、事前に書面での提出を求められる」、「時間外の質問レクへの対応」、「問ごとの担当省庁、レク開始時間・終了時間の目安が示されていない場合、担当課室は必要よりも早く参集しなければならず、説明後も自課室の対応が完全に終了したかどうか判断できないために、前後の待機時間が長くなる」

3. 国会対応業務について改善を希望する事項（①質問通告）

■ 「質問通告」の改善点として、「与野党の国対委員長申合せ事項の質問通告期限（前々日の正午まで）の遵守など、質問通告の早期化」、「質問通告内容の明確化（一行要旨や問合せを認めない通告などの改善）」及び「質疑時間を考慮した質問通告数」を希望する声が強い。



※1 各府省の回答について、「特に改善を希望する」を3ポイント、「改善を希望する」を2ポイント、「対応可能であれば改善を希望する」を1ポイント、「改善を希望しない」を0ポイントと数値化した上で集計。ポイントの最大値は132（=44府省等×3ポイント）

※2 5府省は「その他」を回答

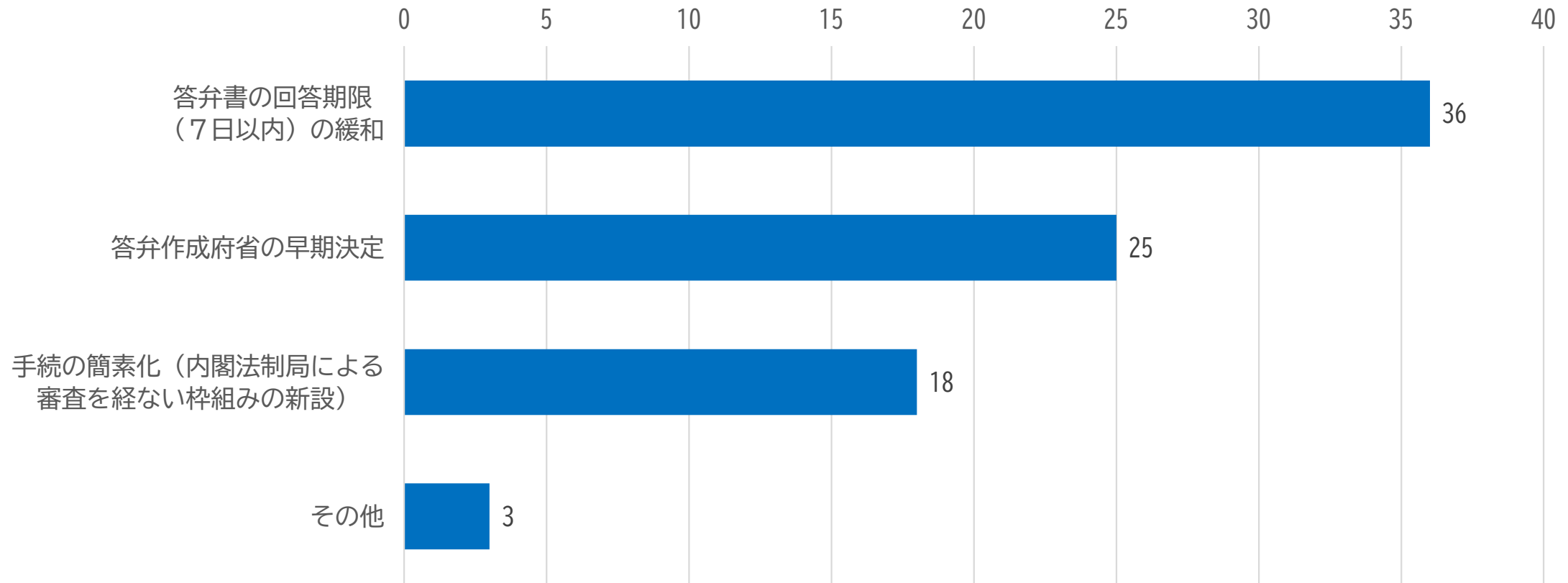
主なもの（概要）：「総理・官房長官等の問表配布、官邸クリアの早期化」、「期限遵守のためのルール策定」、「明らかに関係のない府省に対する早期の国会待機解除」

3. 国会対応業務について改善を希望する事項（②質問主意書）

■ 「質問主意書」について改善を希望する事項としては、「答弁書の回答期限（7日以内）の緩和」が多い。

【複数選択可】

（単位：府省）

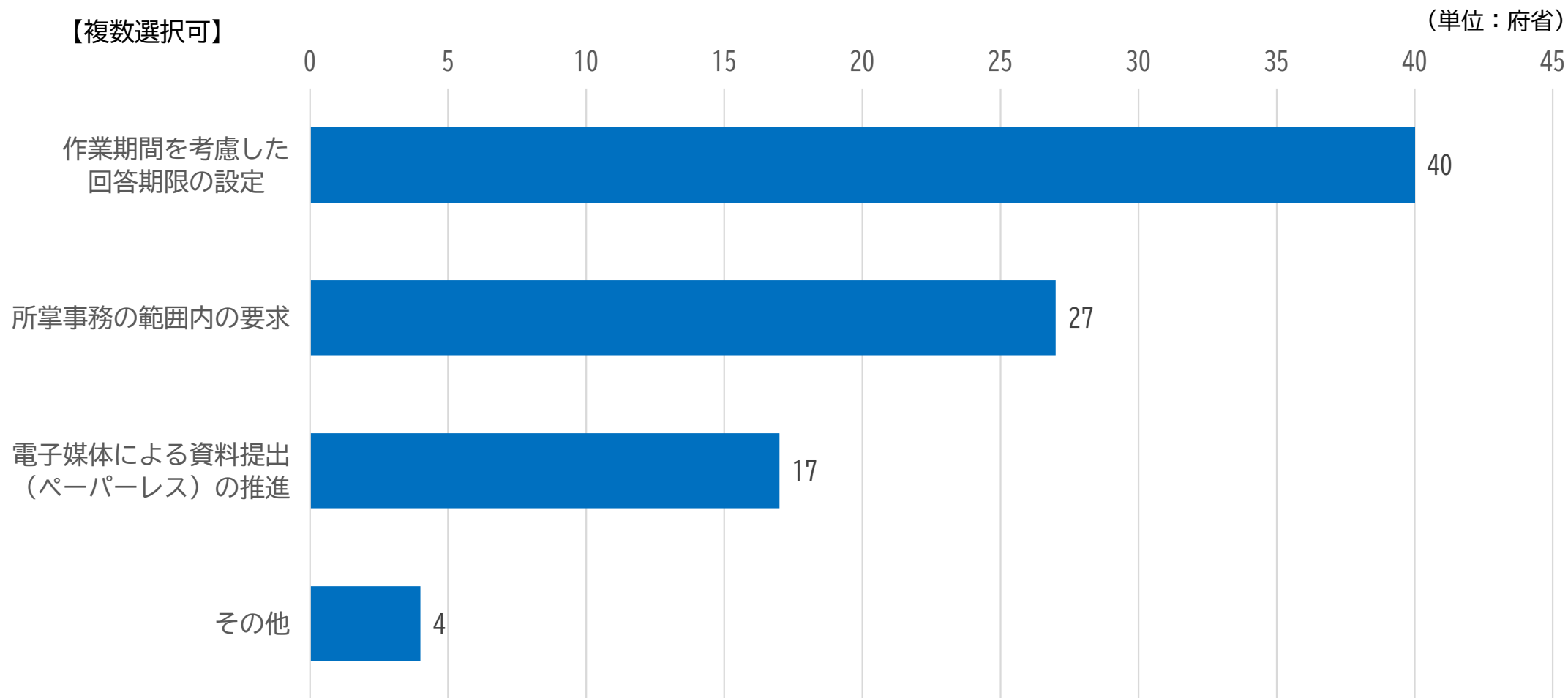


※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの（概要）：「答弁の延期の手続の簡略化」

3. 国会対応業務について改善を希望する事項（③資料要求）

■ 「資料要求」について改善を希望する事項としては、「作業期間を考慮した回答期限の設定」が多い。



※1 全府省は44府省等

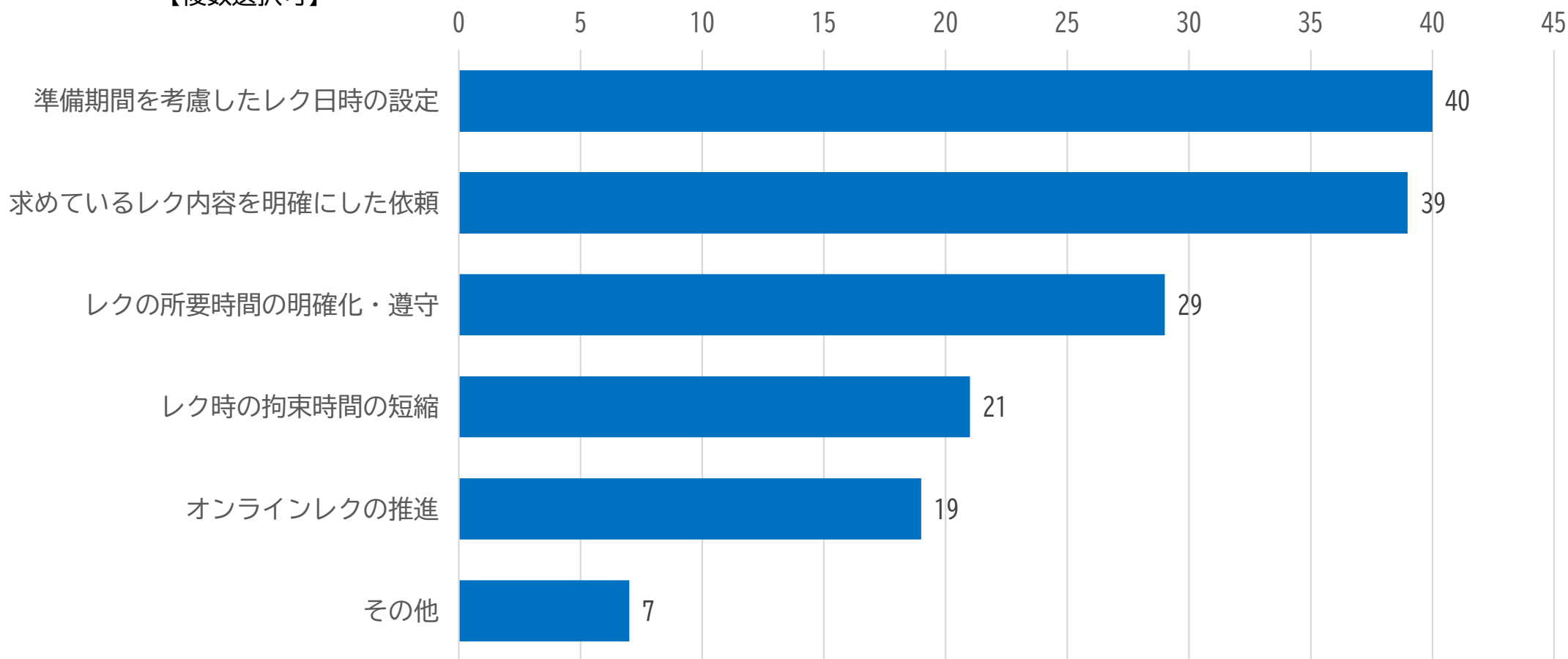
※2 「その他」の主なもの（概要）：「業務時間内の資料要求」、「趣旨を明確にした資料要求」、「全省庁向けの資料要求に対する相談窓口省庁（部局）の明確化」

3. 国会対応業務について改善を希望する事項（④レク要求）

■ 「レク要求」について改善を希望する事項としては、「準備期間を考慮したレク日時
の設定」と「求めているレク内容を明確にした依頼」が多い。

【複数選択可】

(単位：府省)



※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの（概要）：「業務時間内のレク依頼」、「レクの通告期限のルール化」

令和5年4月21日

超過勤務の縮減に係る各府省アンケートの結果について (業務量に応じた要員確保の状況、人事・給与関係業務の超過勤務への影響)

昨年11月から本年1月にかけて、業務量に応じた要員確保の状況等について、全府省（44府省等）を対象としたアンケートを初めて実施しました。

これは、昨年8月の人事院勧告時の「公務員人事管理に関する報告」において、業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合の人員配置等に言及したことを踏まえたものです。

今回のアンケート結果を踏まえ、引き続き、要員確保について関係各方面の御理解と御協力をお願いするとともに、関係部局とも連携して人事・給与関係業務の改善を図っていきたいと考えています。

アンケート結果は別紙のとおりです。

【ポイント】

〔1. 業務量に応じた要員確保の状況〕

- 令和3年度において、恒常的な人員不足が生じていなかったとするところは10府省等であった。それ以外の34府省等中、恒常的な人員不足の部署があった理由として、「定員が不足していたため」を挙げたのは30府省等であり、「欠員補充が困難であったため」を挙げたのは12府省等であった（恒常的な人員不足の部署が複数ある場合は複数選択可）。
- 定員管理を担当する部局への要望としては、定員の増加・新設（現行の国家公務員のワークライフバランスの推進のための定員の増加など）や合理化目標数の緩和が多かった。

〔2. 人事・給与関係業務の超過勤務への影響〕

- 令和3年度の人事・給与関係業務に関する超過勤務の状況について、「前年度（2年度）と同程度」を挙げたのは19府省等であり、「前年度と比較して増加」を挙げたのは18府省等であった。
- 人事・給与関係業務の制度官庁等への要望としては、「各種調査の簡素化」、「作業依頼の重複の解消」、「人事・給与関係業務情報システムの機能性・操作性の向上」及び「各種制度の簡素化」が多かった。

《調査実施概要》

対象機関：全府省（44 府省等）

実施時期：令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月

調査事項：

〔業務量に応じた要員確保の状況〕

- 1－1．恒常的に人員不足が生じていた理由
- 1－2．定員が特に不足していた部署
- 1－3．定員に係る要求結果
- 1－4．定員管理を担当する部局への要望事項

〔人事・給与関係業務の超過勤務への影響〕

- 2－1．人事・給与関係業務に関する超過勤務の状況
- 2－2．人事・給与関係業務について制度官庁等に改善を要望する事項

《参考》

- 各府省において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員について、令和 3 年度の状況をとりまとめ、3 月 10 日（金）に公表しています。

上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合（令和 3 年度）

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2303/jougenR3.html>



- 超過勤務の上限を超えた主な要因の一つに国会対応業務が挙げられています。これに関し、国会対応業務の超過勤務への影響等に関するアンケート結果を 3 月 29 日（水）に公表しています。

国会対応業務に係る各府省アンケートの結果について

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2303/kokkaitaiou.html>



以 上

問 合 せ 先	人事院職員福祉局 職員福祉課長	西 桜 子
	職員福祉課勤務時間調査・指導室長	小 林 義 和
	職員福祉課勤務時間調査・指導室 勤務時間調査・指導官	小 野 寺 元
	電 話(03)3581-5311（内線 2576）	(03)3581-5375（直通）

超過勤務の縮減に係る各府省アンケートの結果について

(1. 業務量に応じた要員確保の状況、2. 人事・給与関係業務の超過勤務への影響)

※ 対象機関：全府省（44府省等）
実施時期：令和4年11月～令和5年1月

令和5年4月

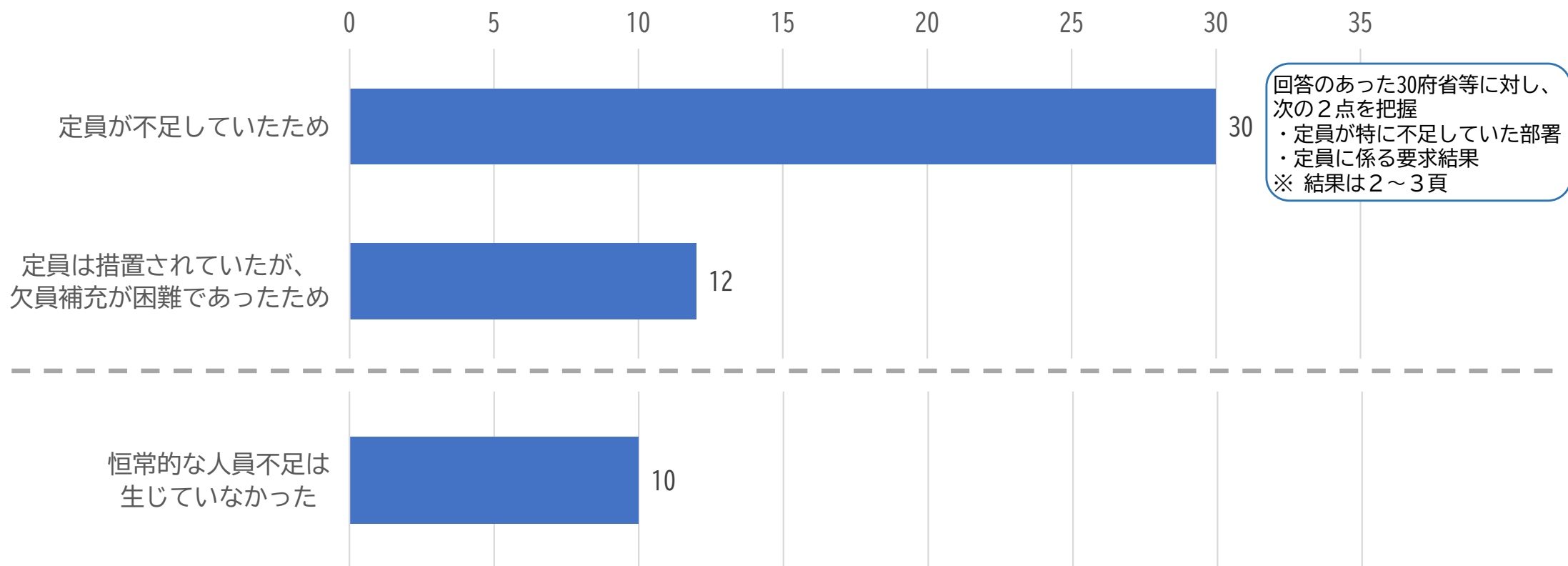
人事院

1-1. 恒常的に人員不足が生じていた理由

■ 恒常的な人員不足が生じていた部署の理由(令和3年度)としては、「定員が不足していたため」を挙げるものが多い。

【複数選択可(恒常的な人員不足の部署が複数ある場合)】

(単位：府省)

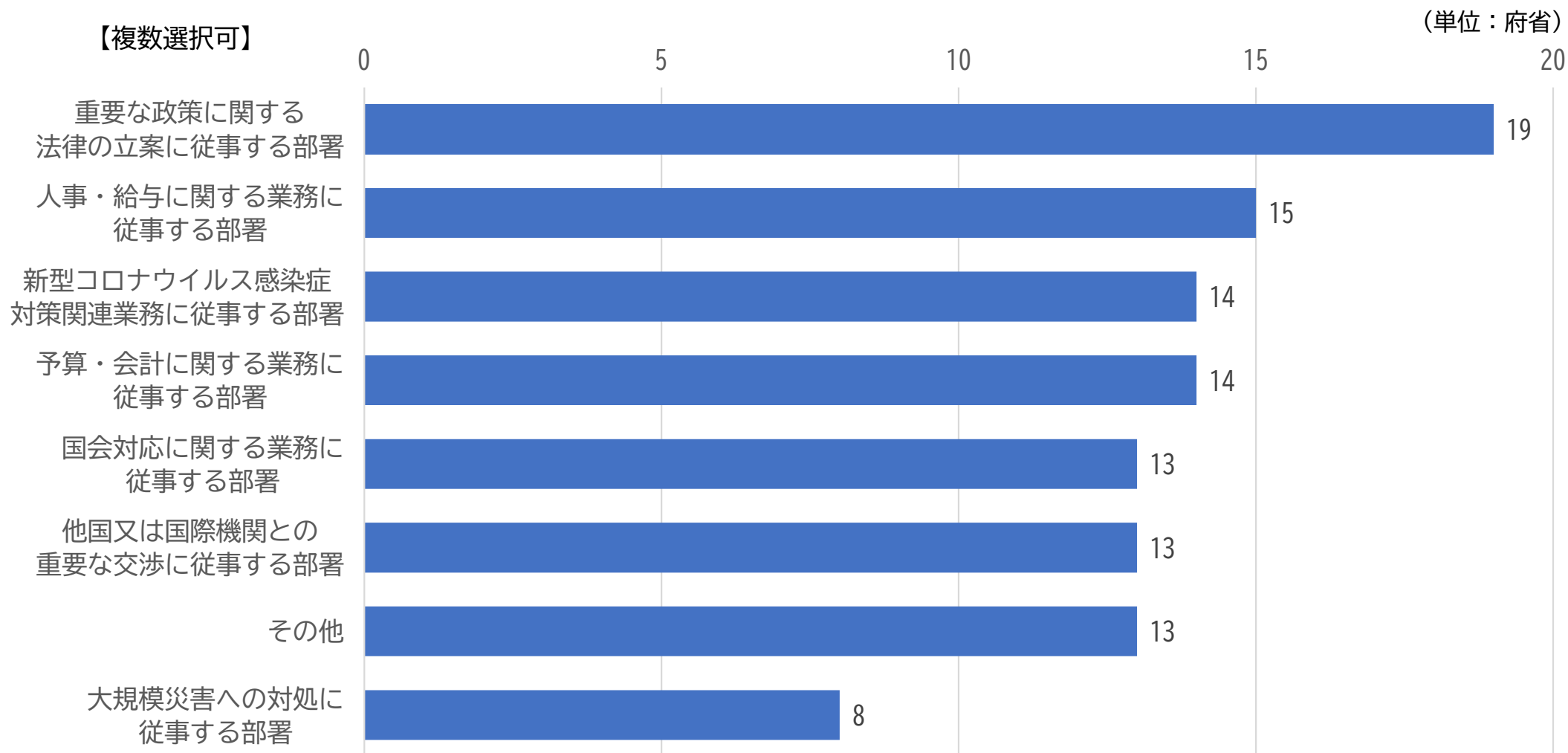


※1 全府省は44府省等。

※2 「定員は措置されていたが、欠員補充が困難であったため」について、欠員補充が困難な主な理由(概要)：
「選考採用等により補充を試みているが、生じた欠員を埋め切れていない」、「退職者が多かったため」、「当初予定していた採用数に達しなかったため」

1-2. 定員が特に不足していた部署

■ 定員が特に不足していた部署としては、特例業務(上限を超えて超過勤務を行うことができる業務)として整理されている業務を行う部署が多い。



※1 「1. 恒常的に人員不足が生じていた理由」において、「定員が不足していたため」を選択した府省(30府省等)が回答

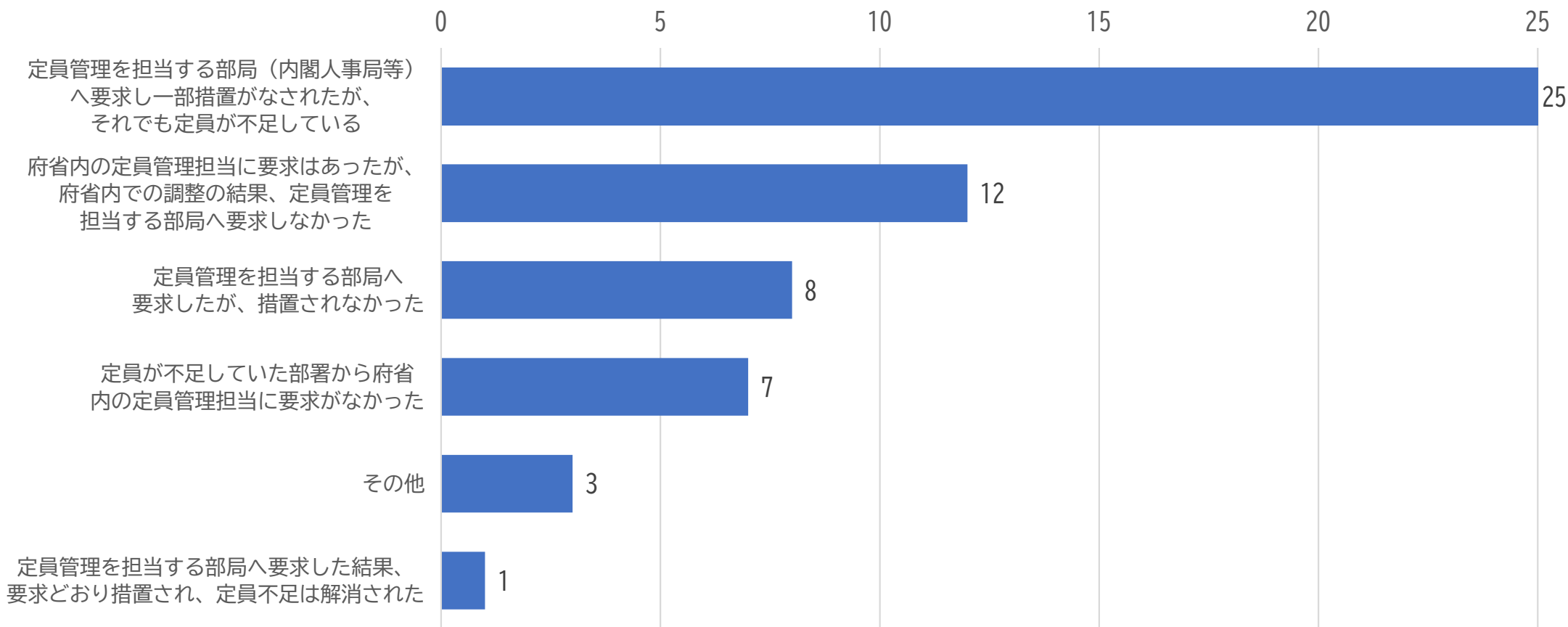
※2 「その他」の主なもの(概要)：「多数の関係者との調整を要する部署」、「緊急性を伴う事案に関する業務に従事する部署」、「新規施策に対応する部署」

1-3. 定員に係る要求結果

■ 定員に係る要求結果(令和4年度)としては、「定員管理を担当する部局(内閣人事局等)へ要求し一部措置がなされたが、それでも定員が不足している」が多い。

【複数選択可(恒常的な人員不足の部署が複数ある場合)】

(単位：府省)

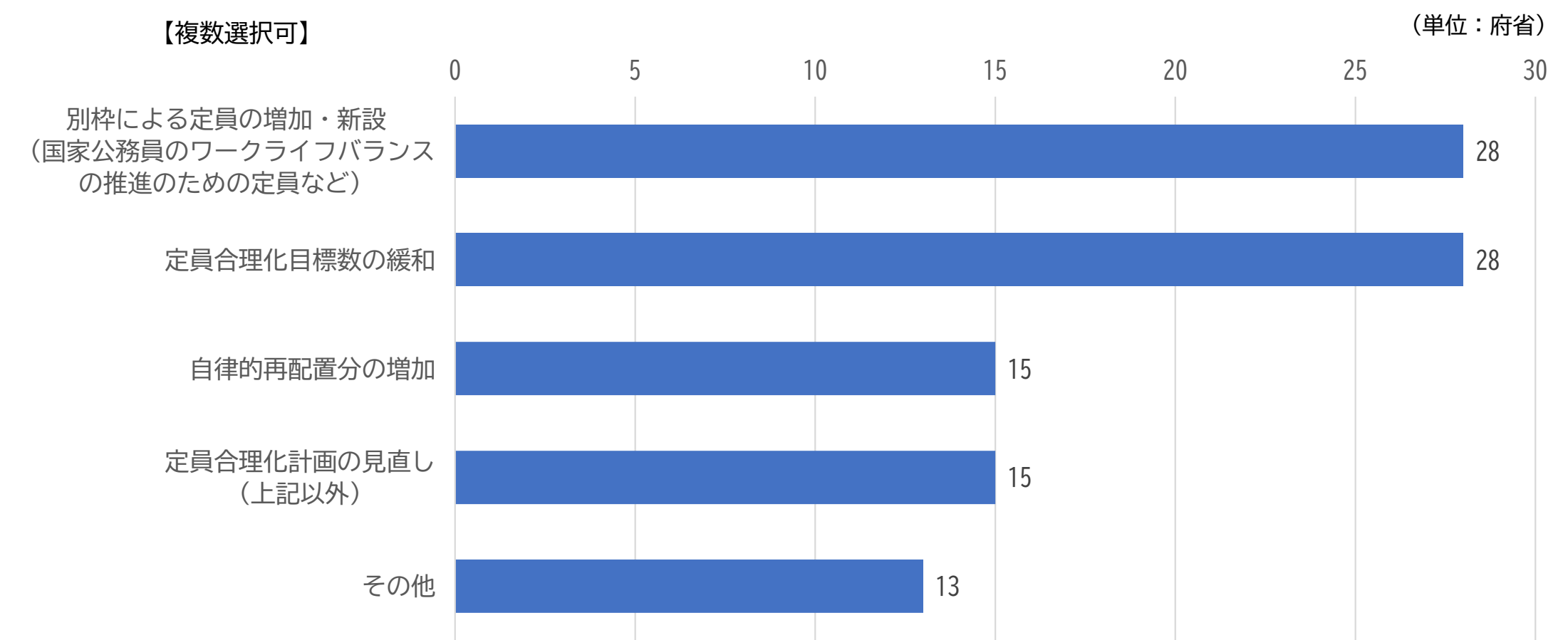


※1 「1. 恒常的に人員不足が生じていた理由」において、「定員が不足していたため」を選択した府省(30府省等)が回答

※2 「その他」の主なもの(概要)：「定員管理を担当する部局から要求可能な枠が事前に示され、府省内の定員管理担当に要求はあったが定員管理を担当する部局へ要求できなかった」

1-4. 定員管理を担当する部局への要望事項

■ 定員管理を担当する部局への要望については、「別枠による定員の増加・新設（国家公務員のワークライフバランスの推進のための定員など）」及び「定員合理化目標数の緩和」が多い。



※1 全府省は44府省等

※2 「その他」の主なもの（概要）：「定員が純増となるような対応」、「実需を踏まえたシーリングや合理化目標数の設定」、「新規増員の要求枠の拡大」、「シーリング枠の増加」、「合理化を財源とした定員要求の枠組みの見直し」、「省庁内又は省庁間における定員の振替の活性化」

令和4年人事院勧告時報告 別紙第3 公務員人事管理に関する報告（令和4年8月8日）（抄）

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

イ 客観的把握に基づく勤務時間管理等についての指導・助言

（略）また、同室の調査や制度の運用状況の聴取の機会などを通じて、（略）特例業務の範囲が必要最小限となるよう指導を行っていく。さらに、各府省のマネジメントに責任を有する者に対して、（略）管理職員等のマネジメントに関する助言等を行い、デジタルを活用した事例など業務の合理化・見直しの実例を含めた各府省の好事例を収集・整理した上で横展開していく。

ウ 業務量に応じた定員・人員の確保等

組織の構成員である職員のWell-beingの実現の観点から、長時間労働の是正が不可欠であり、そのためには、各職場における管理職員等のマネジメントの強化と併せて、府省の組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが必要である。現在、政府において、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進することとされており、これを機により一層の業務の合理化等が求められる。

こうした業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各府省において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

現在、各府省においては、平時の限られた定員の下で、早急な実施が求められる内閣の重要施策に係る業務や、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などの緊急の事態に係る業務に、他部署からの一時的な応援などにより対応してきている。

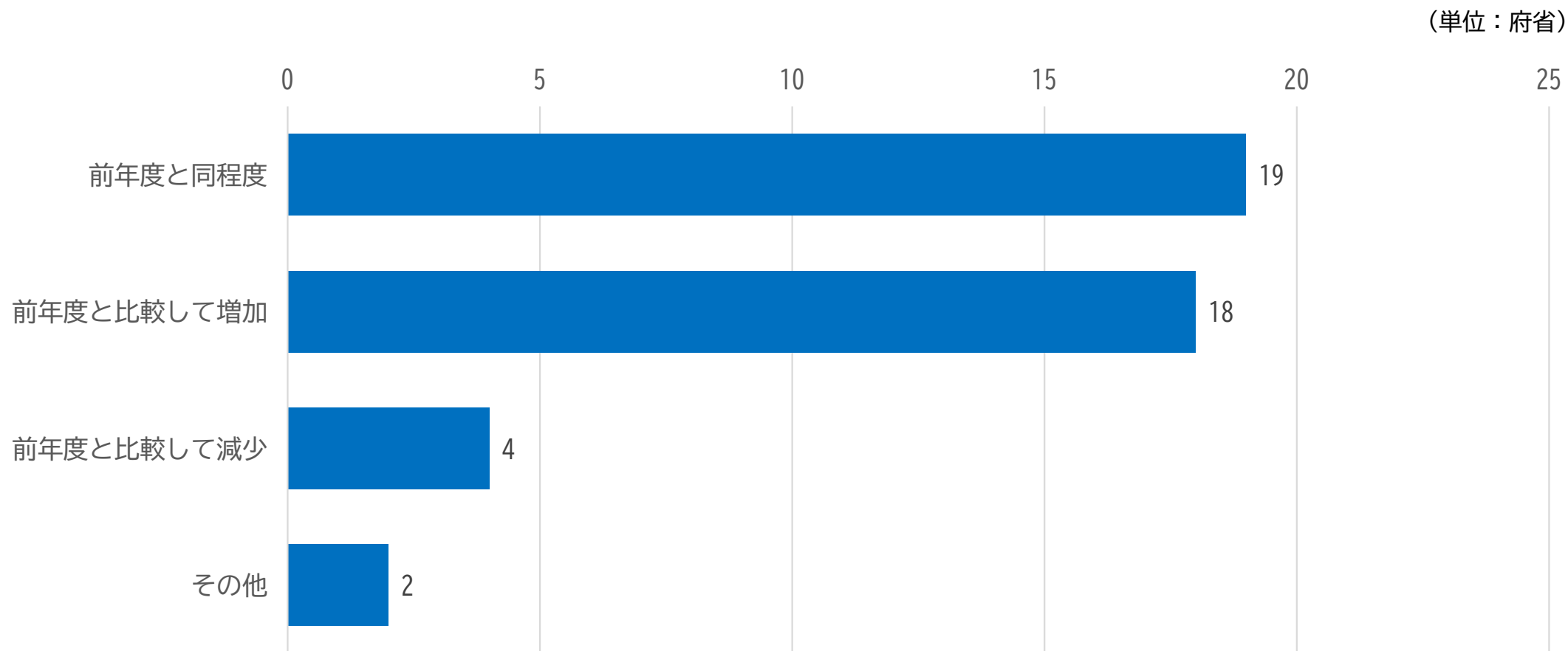
これらの業務については、一定の増員がなされている部局もある一方で、過去の定員削減の影響を受けている官房部局など、業務量に比して定員が十分ではないために必要な人員を配置することができず、恒常的に長時間の超過勤務により対応せざるを得ない部局等も依然としてある。

このため、本院としては、定員管理を担当する部局に対して必要な働きかけを行うとともに、各府省における人材の確保に向けた取組の支援を行っていく。

- ※ 定員については、内閣人事局において審査・管理が行われている。
国家公務員の定員については、長らく純減が続いていたところ、近年純増傾向となっている。
（平成29年度 297,030人 → 令和5年度 304,687人）

2-1. 人事・給与関係業務に関する超過勤務の状況

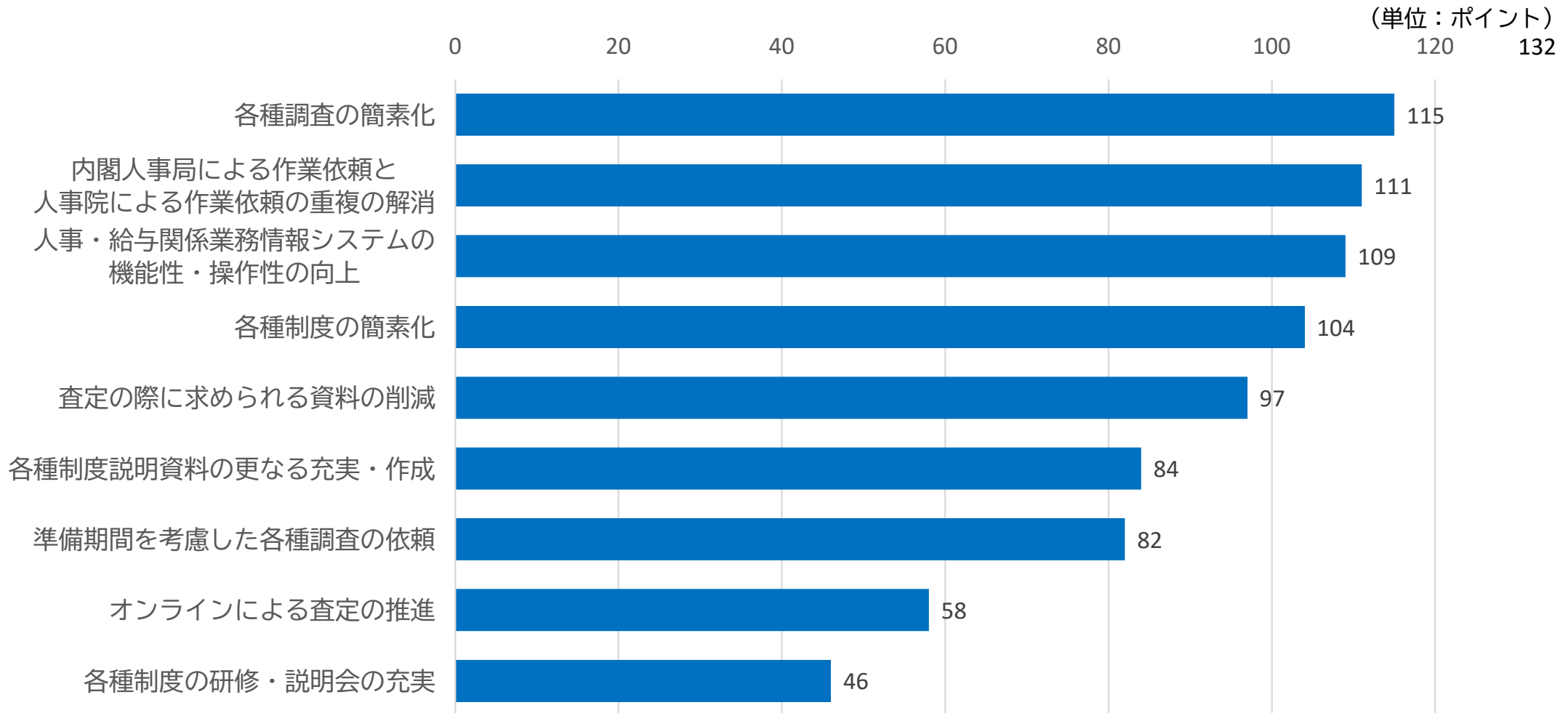
■ 人事・給与関係業務により超過勤務の上限を超えた職員割合(令和3年度)については、「前年度(令和2年度)と同程度」及び「前年度と比較して増加」が多い。



※ 全府省はデジタル庁(令和3年9月発足)を除く43府省等

2-2. 人事・給与関係業務について制度官庁等に改善を要望する事項

■ 人事・給与関係業務について制度官庁等に改善を要望する事項としては、「各種調査の簡素化」、「内閣人事局による作業依頼と人事院による作業依頼の重複の解消」、「人事・給与関係業務情報システムの機能性・操作性の向上」及び「各種制度の簡素化」を希望する声が強い。



※1 各府省の回答について、「特に要望する」を3ポイント、「要望する」を2ポイント、「対応可能であれば要望する」を1ポイント、「要望しない」を0ポイントと数値化した上で集計。ポイントの最大値は132 (=44府省等×3ポイント)

※2 7府省は「その他」と回答

主なもの(概要)：「人事院への制度照会が多いものについて、質問と回答内容の共有」、「各種調査・アンケートの整理統合」、「全省庁統一の勤務時間管理システムの整備」